公 表

令和12年3月31日まで

令和7年3月31日 東北森林管理局 秋田森林管理署

【お知らせ】

「大仙市大台地域森林整備推進協定書」の締結(更新)について

大仙市長、公益財団法人秋田林業公社理事長、仙北東森林組合代表理事組合長、東北森林管理局秋田森林管理署長は、別紙のとおり協定を締結(更新)しましたのでお知らせします。

[問い合わせ先:森林技術指導官]

大仙市大台地域森林整備推進協定書

(名称)

第1条 この協定は、「大仙市大台地域森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、大仙市大台地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の 高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合 理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とする。

(協定対象地域の位置)

第3条 この協定の対象地域は別添「大仙市大台地域森林整備推進協定位置図」に示す 大仙市大台地域の民有林(589.82ha)と真木山国有林外2170林班外2(378.30ha)の 森林(面積968.12ha)とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、前条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる区域について「大仙市大台地域」森林共同施業団地(以下、「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

- 第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、大仙市大台地域森林整備実施計画(以下、「実施計画」という。)を定めるものとする。
- 2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。
 - (1)森林整備を行う森林の区域及び面積
 - (2)森林整備の目標に関する事項
 - (3)森林施業の集約化に関する事項
 - (4)森林施業の方法に関する事項
 - (5)路網の整備及び管理に関する事項
 - (6)事業計画(年次別、所管別、事業区分別)
 - (7)その他(地域材の需要拡大、下流住民に対する普及啓発又は林業事業体の育成強化に関する事項)

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から、雄物川地域森林計画及び国有林 野施業実施計画の計画期間である令和12年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議のうえ、協定の変更又は廃止ができるものとする。

(運営会議)

- 第8条 協定者は、協定事項を処理するため、協議のうえ運営会議を開催するものとする。
- 2 運営会議は次に掲げる事項を行う。
 - (1)本協定に基づく森林整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
 - (2)路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
 - (3)その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議のうえ決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年3月25日

大仙市長

老松博



公益財団法人 秋田県林業公社理事長

齊藤正



仙北東森林組合 代表理事組合長

茂木唯



東北森林管理局 秋田森林管理署長

橋 爪



